

第19回太子町農業委員会総会議事録

令和4年7月

太子町農業委員会

議事録

開催日時 令和4年7月21日（木）午後6時00分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員（13名）

1番委員 赤松 光男
2番委員 前田 俊春
3番委員 室井 美千博
4番委員 大西 正美
5番委員 福西 博幸
6番委員 玉田 輝和
7番委員 玉田 誠
8番委員 大西 信司
9番委員 三浦 芳郎
10番委員 塚本 芳文
11番委員 廣岡 仁史
12番委員 松本 雅邦
13番委員 杉本 泰一

農地利用最適化推進委員（7名）

北川 智一
檜皮 由美
首藤 俊彦
桑名 幸夫
森田 孝一
井上 隆光
朝田 登

農業委員会事務局職員

事務局長 三木 隆史
事務局員 竹田 晃大
事務局員 土井 優治

事務局 定刻になりましたので、第 19 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 19 回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、1 番赤松光男委員及び 3 番室井美千博委員を指名します。

議長 今月の報告事項は 4 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、5 条申請が 2 件、非農地証明願が 1 件、となります。

議長 まず、5 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：165、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町老原■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：32 m²、譲受人：■■■■■■■■■■■■■、譲渡人：■■■■■、転用目的：通路用敷地、申請地は上水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在するため第 3 種農地と判定される見込みです。なお、転用目的が通路用敷地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

松本委員 申請地は■■■■■の南、■■■■■北側にある農地の南西角を分筆した土地です。これまで申請地を含めた分筆前の農地は、老原営農組合が管理していました。今回の申請の経緯について調査したところ、申請地と■■■■■の間には 2 年前に新設された倉庫への進入路があり、進入路と道路が直角で隅切りがないことから、大型車両で荷物を運搬する際には一度道路を塞ぐ形で車両の頭をふって、バックで倉庫まで進入する必要があるようです。この道路の交通量がそれなりに多く、道路交通に支障をきたす恐れもあることから、折り返しなく直接大型車両が進入できるように、道路隅切りを作ることを目的として、申請

地の農地転用を計画されました。申請地と進入路の間には太子町名義の用悪水路がありますが、法定外公共物の使用等について許可を受けており、申請地と進入路は一体的に利用可能であるということです。この申請に対して、老原地区の自治会長、水利組合代表の同意も得ており、本案件については何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長

申請地部分は農業振興地域の農用地区域内農地だったようですね。今回、農用地区域から除外しているようですが、その経緯について事務局は説明をお願いします。

事務局

経緯についてご説明します。本案件の農用地区域からの除外については、昨年10月末締切の農用地区域除外申出に含まれておりました。皆様には令和4年2月に太子農業振興地域整備計画の変更への意見についてご審議いただいたところです。譲受人は、近年取引先からの受注が増えてきたことで納品をお待ちいただくことが増えていたようで、一刻も早く都市計画法における県の許可を取得して敷地を拡張し増産体制を整える必要があったことから、2年前に事業敷地規模を拡大して倉庫を建築されました。敷地拡張工事の際に本申請地部分も一緒に手続きを進めいれば、2年の間、新設された倉庫への事業用大型トラックが出入りしにくいような状態での運用を強いられることもありませんでしたが、時間を要する本申請地の農用地からの除外手続きを待っていられないという事情があり、申請地部分とは切り離して、先行して倉庫部分の開発許可をお取りになりました。この開発事業が完了した後に、申請地を分筆して農用地区域からの除外申出手続きを進められ、農用地区域からの除外が決定された後に、ようやくこの度の農地転用許可申請に至ったというご事情があります。事務局から説明は以上となります。

議 長

要するに必要な部分についてのみ、農用地区域から除外をしたうえで、転用申請がでてきたということで、よろしいでしょうか。

事務局

はい、その通りです。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

杉本委員

こここの土地が譲受人の土地になるとすれば、ここだけ飛び地のようになるのでしょうか。ここだけ飛び地になって、譲受人の土地になるということが少し疑問に思います。

事務局 おっしゃるとおり、今回の三角地は譲受人の所有地になる見込みです。飛び地になるのでいかがかというご指摘ですが、確かに字限図で見ると、譲受人が所有する進入路の北側に太子町所有の用悪水路が介在し、この先に隅切りの用地があるということにはなりますが、水路についてはまちづくり課で法定外公共物の使用許可という水路を通路の一部として使用する許可を取得しておられますので、実際には水路の一部を介して、進入路と本申請地を一体的に使用できることとなっております。土地所有の権利関係は分断されますが、一帯利用が可能ですので問題ないかと思います。

議長 ほかに質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

議長 次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：166、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（賃借権設定）、農地の所在：太子町糸井■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：297 m²、太子町糸井■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,391 m²、太子町糸井■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：330 m²、借人：■■■■■■■■■■■■■■■■■、貸人：■■■■■、持分2分の1■■■■■、持分2分の1■■■■■、転用目的：露天資材置場及び工事用車両置場としての一時転用、転用期間：許可日から17か月、申請地は住宅等が連たんしているため第3種農地と判定される見込みです。なお、露天資材置場及び工事用車両置場であるため、都市計画法等の手続きは不要であり、一時転用であるため、農地復元に関する誓約書が添付されています。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

大西信司委員 ■■■■■の所有者である■■■■■氏は大阪府在住の方です。■■■■■、■■■■■の所有者である■■■■■氏と■■■■■氏は地元にお住まいの方です。

■■■■氏とは遠方にお住まいのためお会いしていませんが、■■■■氏、地元自治会長、譲受人の現場監督者にそれぞれお会いして、現状の確認をしました。申請地は第3種農地ということで、転用については問題ないと思います。全部で一反半程ありますが、■■■■氏は相続してから一度も農業をしたことがないということで、近隣の方に無償で管理がてら畑の作物を作つもらっていたそうです。転用目的としては、■■■■■が■■■■■を建設されるための工事車両の一時仮置場ということです。なお、譲受人は17カ月の工期の間、10cmから20cm程度の表土を北端に寄せて鉄板を敷いた状態で使用され、工事が終われば表土を元に戻して、現状の形に復帰するということです。自治会長は当初、工事車両の出入りが増えるため心配されておられたようですが、工事車両は申請地の南の端から■■■■■の敷地内を通つて入るように設計されており、北側にある集落内の道路には一切工事車両は通らないとのことで、自治会長さんも納得されています。聞き取り調査の結果、特に大きな問題はないかと思いますので、ご審議お願いします。

議長

一時転用については、今まで問題が起つり、原状回復の約束を守れていないことも現実にあるわけですが、本案件については農地復元の誓約書も添付されているということです。ちなみに、原状回復の意思確認についてはどういった状況でしょうか。

大西信司委員

誓約書もいただいていますし間違ひなく回復されると思います。私も、表土を寄せて一時的に使用し、その後表土を戻して農地に復元する工事を何度も見ています。譲受人の説明にも特におかしな点はなく、問題はないと思います。

議長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議長

この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議長

賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

議長

続きまして、非農地証明願について審議します。

事務局

受付番号：167、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地

の所在：太子町宮本■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：宅地・雑種地、面積：1,312 m²、願出人：■■■■、願出地は昭和 49 年頃から宅地及び雑種地状態となっておりますが、これは皮革業の乾燥工程に使用する工場及び原皮の天日干し用地として使われてきたことが聞き取りで明らかになっており、平成 11 年の航空写真でもその形跡がうかがえます。それを補完する資料として固定資産税登載証明書により、平成 14 年 1 月 1 日時点においてすでに宅地及び雑種地として課税されていることを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

玉田誠委員

申請地は願出人が令和 2 年に願出人の父から相続された土地です。申請地には現在、倉庫が 2 棟建っています。皮革加工の工程の中で、皮のばしという作業を行う作業場と乾燥場だったそうですが、現在は皮革加工の用途には使用されていないといのことでした。願出に至った経緯としては、願出人が自分の代で土地を整理していくために売却を検討された際に農地であることが判明したことです。地積は 1,312 m²ですが、宅地部分が 300 m²、雑種地部分が 1,012 m²となっています。なお、雑種地として判定されている部分にも砂利などが敷かれしており、農地としての形をなしていません。願出地は農用地区域外の農地であり、20 年以上前から宅地及び雑種地として課税されていること、自治会長・水利管理者にも同意をいただいたおり、本人からの始末書もあることから、非農地としてとして判断せざるを得ないと考えますので、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

大西正美委員

本願出について、建物の部分はやむを得ないと思いますが、雑種地の部分については認めないとしたほうがいいのではないかと思います。なぜなら、雑種地部分の 1,012 m²がとても大きすぎるということ、また、特にこの雑種地部分は皮革加工場として使わなくなった時点で農地に戻すべきだったことが理由です。今後、他にもこういった案件が見受けられると思いますが、一度このような事案を認めてしまうと、他にも同様の事例が出た場合の前例を作ることになってしまうのではないかと危惧しています。使用してきた年数等の状況をふまえると、やむを得ない部分もあると思うのですが、私の意見としては、建物の部分については非農地として認め、残りの雑種地は農地へ戻してもらうことが、今後のことも踏まえると、妥当ではないかなと思います。

議 長

ほかに質問、意見等ございますか。

福西委員

このような事案が出てくるたびにジレンマに陥るのですが、なぜ農地パトロールに引っかからないのでしょうか。20年たっているからやむを得ない、承認せざるを得ないとなります、本当にそれでいいのでしょうか。非常に忸怩たる思いがあります。毎年農地パトロールを行っているのに、なぜこのような農地が引っかからないのか、大きな疑問です。

議長

大西正美委員の意見につきましては、おっしゃるとおりこの工場がいつまで稼働していて、それに伴い皮革の天日干し用地として使用されていた雑種地部分が工場であった宅地部分といつまで一体的に使われていたのか、私も同様に疑問を持っていました。つい最近まで皮革加工場が稼働しており、一体的に使われていたかどうか、それともずっと前から使われなくなった状態であったのか。また福西委員がおっしゃるように、このような状態を農地パトロールで把握できなかつたことについては、確かにご指摘のように問題点ではあると考えます。その辺りもふまえて、ほかにご意見いかがでしょうか。

室井委員

私も先ほど出た意見と同じような考えになります。確かに農地として使われていなかつたということは間違いないとして、建物の写真を見ると農地としての活用はもう無理かなと感じますが、雑種地の写真では、全てを皮革の天日干しのための場所として使われていたのかどうか疑問に思います。このような状態で簡単に非農地であると判断してしまうのは、どうなのかなと思います。

議長

現地確認を行った私の感覚では、雑種地部分については一部道路側だけを使用されていたようにも思えません。南側にも車が入っていた様子がありましたし、碎石も同じように敷かれていましたので、土地の利用としては一体的に利用されていたのではないかと考えておりました。写真では、生えている草が目立っていますが、碎石も同じように入っていたので一帯として使われていたのではないかという印象をもっておりました。また、いつまでどのように使われていたかということは、定かな証言はないのですが、現状ではやむを得ないのではないかと私は思っております。委員の皆さんそれぞれの疑問や問題点の指摘をいただいている内容については十分に理解できますし、たしかに、全体としてみると、農地パトロールにて把握して指導をするなど、対応すべき時点はあったかもしれません。しかしながら、現地の状態を確認した者としては、復元させるのは困難かなといった印象をもっております。

福西委員

願出人は、他にも太子町内に農地を持っておられないのでしょうか。この土地を耕作する意思はないということでしょうか。

事務局 願出人が所有する農地について、只今調査して参りますので、しばらくお待ちください。

松本委員 福西委員が仰っておられることは十分に分かります。以前からこういった問題は非農地証明書に始末書を添付することで、手続きが済んでしまうことに疑問はあります。石海地区担当委員の間でも議論しましたが、実際に現地に行ってみると、建物はとても古く、おそらく50年くらい前からこの状態であったのではないかと思います。

福西委員 先日、農地パトロールのときに登記地目毎に塗り分けられた地図をいただきましたよね。田は緑色、畠は茶色に塗られていた地図です。農地パトロールで地図を配っている狙いは、田と畠のところを重点的にチェックしてくださいということで、パトロールの資料として色分けされた地図が配されました。私からの質問はその地図上で願出地の色はどうなっていたのかということです。

三浦委員 例えば、地図上で緑色や茶色になっている場所は、登記簿上は農地ですので、農地として適正に管理されているかどうか現場を見に行って、草が生えて遊休農地化していないかどうか、違反していないかどうか状況を確認して判定しなければならないですよね。

松本委員 農地パトロールでは、雑草地を見つけた時にその土地が農地かそうでないか地図で調べています。

福西委員 そのパトロールの方法は違います。緑や茶になっている土地は登記簿上農地として登録されているわけですから、その土地が農地として適正に管理されているか、無断転用されていないかといった状況を農業委員会として現地へ確認しに行っています。その調査の中で、実際には昔から農地ではないところもあります。今回の農地パトロールの際に、この申請地の農地はどう評価されたのかということをお聞きする意図で質問しています。

松本委員 今回の農地パトロールは雑草が生えて放置されている農地を適正に管理してもらうことが目的で、農地に宅地や倉庫を建てているなどの無断転用の確認は、また別物なのではないのでしょうか。無断転用の確認は、今回の農地パトロールとはまた別に行わないといけないと思います。

議長 少しいいでしょうか。事務局からお願いします。

事務局

先ほど福西委員からご質問いただきました件ですが、願出人はたつの市在住の方で、他に太子町内の土地をお持ちではありませんでした。農地パトロールの際に事務局からお配りした地図ですが、登記地目が農地である土地に着色したものをお渡ししています。本案件の願出地は登記地目が田でございますので、お配りした地図においては緑に着色した状態でお渡ししています。事務局から以上です。

議長

もう一点補足しますと、農地パトロール用の農地が着色された地図については 2 年前から整備されたので、それまでは資料がない状態で現地確認を行っていました。

福西委員

ですが、昨年と今年は着色された地図を見ながら行っていますので、例えば昨年気づいていれば、1 年前には分かっていたわけです。たとえ、去年見逃していたとしても、再度今年チェックしていれば分かったはずです。

三浦委員

先日一斉に農地パトロールを行いましたが、各地区によって、パトロールの方法が違うように思います。斑鳩地区では、緑や茶に塗られている土地は、全て現況を確認してきました。地図上では緑や茶となっている登記地目が農地の土地で、30 年、50 年前から家が建っているような土地もありました。登記地目が農地である土地についてはすべて現況をチェックしてきています。さきほど、松本委員は現況が雑草地になっている場所だけを見てきたとおっしゃられましたよね。であれば、4 地区で調査の仕方がバラバラではないかと思います。地区毎に調査方法が違うのであれば、調査の意味がないのではないかということを福西委員は言われているのだと思います。

松本委員

パトロール結果は昨年も同様の方法で調査して報告しており、昨年は何も問題にならなかったと思います。斑鳩地区では昨年もすべての農地の状況を確認しに行かれたのですか。

福西委員

昨年も登記地目が農地で現況が宅地や雑種地になっている土地を報告しました。致し方ないことではありますが、昨年の調査結果が今年の地図に反映されていなかつたので、今年も同じようにすべての登記地目が農地である土地について、現地を確認しました。

松本委員

登記地目が農地であるにもかかわらず、建物が建っていたり、駐車場や資材置場として使用されている土地は、おかしいのではないかと言いましたが、始末書

での経緯説明を受け、非農地証明を発行する基準を満たしていれば、農地法上の追認もやむを得ないとしてきてていますよね。

福西委員

これまで、やむを得ないと判断して非農地として認定してきている事例があまりに多いので、少しでも早く無断転用している土地を把握し、指導していく必要がありましたが、登記地目が農地である土地が着色された地図と現況を比較すれば、無断で宅地や雑種地として使用されている農地を見つけることができるようになったので、一步前進したと思っていたところです。農業委員会として把握できれば、指導により違反是正がされて、いつかこのような案件は減っていくだろうと私は思っていましたが、今の話だと全然減らないということを言っているのです。

三浦委員

すでに転用許可済みで、地目変更だけされていない土地を調査対象から省くことができれば、来年はもっと確認すべき農地が減っていくのではないかと思うか。

福西委員

それは一つのステップですね。農地パトロールで現況を確認する側としては、結果を反映した地図をいただいたほうがいいと思います。これまでのパトロール結果が反映されてないのであれば、何回も同じ地図を配布しなくてもいいかと思います。ここ数年、無断転用の土地であっても、始末書を添付して非農地証明願を出せば、地目変更が認められる事例も多数ありました。パトロールで 20 年経過する前に違反事例を発見できれば、何か歯止めがきくのではないかということで、調査把握のための一つの案として地図を出していただくようになって、一つステップが進んだのかなと思っていたところです。そういうった思いがあり、今回のパトロールではどうだったのかなという疑問があります。

議 長

我々の立場からすれば、農地パトロールは登記簿の地目を基準に行うという考え方をベースにしていかないといけないということは、ご理解をいただきたいと思っています。おっしゃるように、現実的には登記地目が農地であるにもかかわらず、ずっと前から家が建っていた、あるいは、現況が耕作以外の目的で利用されていたといった様々なレベルの事例があります。また、農地に復元して利用していただかなければならぬ土地もあれば、たまたま相続や売却の際に農地と判明し、地目是正していただく土地もあり、我々としては、守るべき農地は強く指導していかなければならないなど、様々な状況や段階で対処していくしかないと思っています。今回の農地パトロールの捉え方と過去からの農地パトロールの捉え方も少しばらつきがあるので、なぜ問題がおこった時点で、確認・指導することが出来なかったかということについては、反省すべきところでは

ありますが、そこは皆さんのアンテナを高く張っていただいて、状況が変わった段階、変わりそุดと分かった段階で素早く対処していくという姿勢で対応していくしかないと思っています。その辺りは皆様にご理解していただきたく思います。いかがでしょうか。

大西信司委員

私も現場を見に行きました。理論的には大西正美委員がおっしゃることは正しい方法ではないかと思いますが、現地を確認した結果では、雑種地部分を分筆して農地に復元できるかというところを総合的に考えると、実際には非現実的で、このまま非農地として認定して違反是正する方が、現実的ではないかと私は思います。我々の思いとは違うところがあることは重々承知していますが、非農地として認定する方が現実的に良いのではないかと強く思います。

福西委員

私もいろいろと申し上げましたが、願出人が町外の方で相続によりこの土地を取得されたのであれば、農地への復元を指導したところで、どうにもならないとは思います。現実的にこの土地が耕作される見込みがないのであれば、農地として死守する意味もなくなってしまうので、結果としてやむを得ないとなってしまうことは致し方ないと思いますが、以前からの思いがいろいろとあり、発言させていただきました。

議長

皆さんいろいろなお考えや思いをお持ちだと思いますし、おっしゃることはよく分かります。私も個人的な意見としては申し上げましたが、一つの基準として、非常に我々としても苦しいところではありますが、20年以上農地でない状態になっていたことは事実としてあると思うので、そこを見るか、どう考えるかということです。

桑名委員

今まで農地パトロールは実施していたのでしょうか。それとも最近になってから実施はじめたのでしょうか。

事務所

農地パトロール自体は昔から取り組んでいます。平成21年の農地法改正にて農地の利用状況調査が義務化されました。

桑名委員

では無断転用農地については、これまできちんと把握していなかったということですね。

赤松委員

現実的には、これほど大きな物件が今まで無断転用地として把握されていなかつたということですね。先ほど大西正美委員や福西委員がおっしゃったように、これほど大きな物件を非農地と判断して地目変更を認めるということは、非

常に問題があるのは事実だと思います。今までであれば宅地の端に残った昔から農地として把握していなかった小さな土地で、相続や家を売却する際に調査して一部が農地であることが判明したという事例が多く、そういう場合には非農地と認定せざるを得ないということで、皆さん賛成いただいているかと思います。今回は、これほど大規模な物件であることから余計に皆さんいろいろ考えられているのかと思いますが、現実的には非農地であると認めずに、他に農地もお持ちでない願出人に農地として適正に使用するよう指導したところで、後々管理出来ずに荒地化してしまうと思います。いろいろ思いや考えはあるかと思いますが、ある程度現実的に対応せざるを得ないかと思います。

議長 ほかに質問、意見等ございますか。

三浦委員 非農地証明といったら、昔から家の敷地の端に農地が残っていて、地目変更の手続きを忘れていたという際の救済措置だと私は思っていました。今回の事例のようにこれほど大規模な土地の端に建物があり、残りは雑種地というのであれば、建物の部分だけ分筆して非農地として認定し、残りは農地として管理してもらうのが本来の方法であると思いますが、土地の状況的に農地への復元は現実的ではなく、そんなことを言っても仕方がない。だから土地全体が非農地であると認めようとしていますが、この判定は将来にわたり事例として残りますよね。将来的に似たような案件が出てきて、例えば令和4年7月にこんな案件があったとなれば、同じように判定されてしまうのではないかでしょうか。かといって、これをどうこうしようとしても仕方がないのですが。

福西委員 どの土地の登記地目が農地で、現況はどうなっているかをしっかりとパトロールで把握できなければ、今回の事案と同じことを繰り返してしまいます。ですから、しっかりと農地パトロールで確認しましょうということです。

三浦委員 現実的には非農地であると認定せざるを得ないというのはよく分かるのですが、一反を超える規模の土地に対する非農地証明願がでてきて農業委員会が認めてしまったら、事例として残るのではないかと思います。

松本委員 願出地は20年以上前から宅地課税されていますが、かたや登記地目は農地のままとなっています。そういうことが私の土地でも実際にありました。農地を地上げして家を建てた後、固定資産税の課税地目は自動的に宅地に変更されており、固定資産税と農地法の取り扱いが矛盾しています。福西委員がおっしゃったように、このような土地は農地パトロールのときに、登記地目は農地なのにすでに、なぜ建物が建っているのかということになります。一方で土地所有者は、

これまで宅地として固定資産税を納めているにも関わらず、なぜ今更農地として取り扱われて登記地目を変更できないのかと思ってしまうと思います。今後もこのような事案が出てくるかどうかは分かりませんが、課税地目と登記地目が異なる土地は実際にまだあります。

福西委員 今後もこのような事案はたくさん出てくるかと思います。それをどうやって是正するかということを考えていかないといけないと思います。

議長 いろいろご意見いただきましたが、課税の立場と農業委員会が取扱う農地法の立場は全然違いますので、この案件について、我々の立場としての結論を出したいと思います。

議長 ほかに質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問、意見なし)

議長 この案件について、農地に該当しないことを証明することとしてよろしい方は举手願います。

委員一同 (举手多数)

議長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、第19回太子町農業委員会総会を閉会します。

終了 午後6時55分

太子町農業委員会會議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議長
(会長) _____

議事録署名委員
(1番赤松光男委員) _____

議事録署名委員
(3番室井美千博委員) _____